

入札説明書

令和6年4月22日千葉市公告第356号により公告した、「不法投棄防止監視カメラ貸借」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
不法投棄防止監視カメラ貸借（長期継続契約）
- (2) 調達物品の品質等
別添仕様書のとおり
- (3) 設置場所
千葉市内の本市の指定する場所
- (4) 貸借期間
令和6年6月1日から令和11年5月31日まで
(納入期限は令和6年5月31日)

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿の審査を受け、業種（大分類）を「リース」に、業種（中分類）を「電気・通信機器」又は「その他」で「防犯カメラ」で登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (4) 平成31年度から令和5年度までの間に、同様の業務を履行した実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和6年4月30日（火）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

(2) 提出場所

千葉市環境局資源循環部収集業務課（千葉市役所高層棟7階）

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 前記2の競争参加資格（4）を証する契約書の写及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写

(4) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きし、後記9の契約事務担当課宛てに、令和6年4月30日（火）までに書留郵便にて必着のこと。

(5) 確認通知

令和6年5月8日（水）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問回答

(1) 当該業務の仕様に関する質問

ア 質問方法

令和6年5月14日（火）までに、後記9の契約事務担当課の電子メールアドレス宛に、別紙質問回答書を送信すること。送信に当たっては、表題は「不法投棄防止監視カメラ賃貸借（長期継続契約）に関する質問」とすること。

イ 提出先

千葉市環境局資源循環部収集業務課（shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp）

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月16日（木）までに、電子メールにて行う。

(2) その他、入札参加資格確認申請書の提出及び入札手続等に関する質問

平日の午前9時から午後5時までの間に、後記9の契約事務担当課へ電話で問い合わせること。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和6年5月17日（金） 14時00分

場 所 千葉市役所（新庁舎） 7階 M会議室701

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので必ず持参すること。

(2) 入札方法

ア 入札書の提出方法

入札者は、原則として、前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定

の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書及び後記ウ（ア）積算内訳書を、商号又は名称及び入札件名を記載した中封筒に入れて密封の上、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

イ 入札書に記載する金額

入札金額は、調達物品の金額のほか、保険料等、一切の諸経費を含め見積もること。契約初年度（令和6年6月1日から令和7年3月31日まで）に要する金額の税抜額を記載すること（期間全体の総額ではないので注意すること）。また、入札書を提出する際は、必ず入札金額積算内訳書を同封すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

（ア）積算内訳書

（イ）委任状（代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ提出）

（3）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第1項の規定に該当する場合は、免除とする。なお、同条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

（4）落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（5）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札の際に、委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

（1）開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

なお、再度入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者は、指定する日

時まで前記5(2)ウ(ア)積算内訳書を提出すること。期限までに提出がない場合、当該入札は無効とする。

- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度1回目の入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。
- (4) 再度2回目の入札には、初回の入札・再度1回目の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札・再度1回目の入札において無効・失格とされた者は再度2回目の入札には参加できない。

8 契約の手續等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部収集業務課

電話 043-245-5246

電子メールアドレス shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp